

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
37	地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し	1
15	地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化	3
23	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	5
1	国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し	7
14	中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し	9
4	妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築	15
3	里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	17

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う収納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。

地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、収納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。

一般会計及び各特別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。

【支障事例】

担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関から、収納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。

よって、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31件であるが、下水道事業においては23件であり、8件少ない。(令和5年4月現在)

【規制緩和の必要性】

近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。

当該規定を理由として収納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。

【支障の解決策】

そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関側との契約により決定することができれば、収納取扱金融機関の負担が減らすことができるため、契約に向けた交渉が進めやすくなると思う。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体の公金事務に即した形で担保提供の有無を判断し、収納取扱金融機関契約を取り交わすことで、公金を取り扱う金融機関の数を維持することに繋がれば、市民の納付機会の減少を防ぐことに繋がると考えられる。

る。

根拠法令等

地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 22 条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市

-

各府省からの第 1 次回答

収納取扱金融機関の担保提供規定については、提供される担保の意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方公共団体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととすること若しくは明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇の創設を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは必ずしも明確ではない。

国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第4号)は、被災地支援や介護施設等における活動への参加を要件としている。一方、(自治的・自主的な動機による活動であるとはいえ)地域社会への貢献として日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内会活動が対象範囲となっていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

働き盛り世代の地域活動参加を促すことで、自治会、町内会役員のなり手不足解消につながる。

根拠法令等

地方公務員法第24条第4項、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)(特別休暇)第22条第4号イ、ロ、ハ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、名古屋市、広島市、熊本市

○町内会・自治会などの地域活動の担い手不足は非常に深刻であり、仕事をしながら活動に参加できることは重要である。地域活動が特別休暇の対象となることで、地域活動への参加促進が促されるとともに、公務員がこうした取り組みの先事例となることで、民間企業の取り組み促進にもつながることから、制度の改正等が必要である。

各府省からの第1次回答

地方公務員の休暇を含む勤務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、「均衡の原則」に反しない範囲で、各地方公共団体が条例で定めることとされている。

また、特別休暇については、職員は公務を優先することが原則である以上、真にやむを得ない公的な要請または社会通念上妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めることとすべきであることにも留意の上で、各地方公共団体の実情に応じて適切にご判断いただくべきものであると考える。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省 第1次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法(以下「法」という。)は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、離島振興対策実施地域(以下「離島地域」という。)について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。

提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要があり、単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。

なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること(法第4条第1項)、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め(法第4条第5項)、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること(法第4条第8項)とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

県外分診療報酬の全国決済制度(国民健康保険)を地方単独医療制度においても適用することで、国民健康保険被保険者の県外受診時の現物給付を可能とすること

提案団体

四條畷市、枚方市、西宮市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかが明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

市区町村が実施する公費負担医療費助成については、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。地理的要因により日常的な受診医療機関等が都道府県外とならざるを得ない、都道府県境に居住している住民からは、都道府県外現物支給対応を求められてきたところ。一部市区町村では、社会保険加入者について、全国組織である社会保険診療報酬支払基金、医療機関等との協議のもと現物支給を実施しており、このことが住民サービスの向上及び事務の効率化につながっている。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給ができず、サービス格差が生じている。

【解決策】

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和50年7月25日保険発第72号)」において、全国決済が療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化を図るとともに他県被保険者の療養取扱いの申出を促進することが期待されており、診療報酬の請求方法等が示された。未熟児養育医療など国の法令に基づく公費負担医療については、この全国決済制度が適用されているものである。全国決済制度における公費負担医療に地方単独医療制度が含まれるのかどうかを明確化し(含まれないのであれば、対象を拡張していただき)、各地方において、療養取扱機関、審査支払機関、保険者の協議のもと、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、被保険者の利便性がより一層高まるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①国の公費負担医療と同様の仕組みを適用できれば、地方単独医療においても現物支給が可能となり、安心して受診ができる環境づくりができ、日常的に都道府県外診療とならざるを得ない住民のニーズに応えることができる。
- ②都道府県外現物支給の実現により、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の負担軽減、サービスの向上につながるとともに、行政の事務も軽減される。
- ③現物支給になると、加入保険の保険者が医療費の管理を行うことができるため、医療費のお知らせ等で実際

の支払い額が記載されることにより、住民が税法上の医療費控除の申告の際の算出が簡易になる。

④現物支給により、窓口での負担金額が軽減されることから、医療機関等での医療費未払いの減少が期待され、医療機関等の安定した経営につながるが見込まれる。

根拠法令等

厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和 50 年 7 月 25 日保険発第 72 号)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、海老名市、兵庫県、五條市、広島市、東温市、朝倉市、荒尾市

○当市においても同様に、市区町村が実施する公費負担医療費助成について、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。住民にとって、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、都道府県外現物支給が可能となり、住民が立替払いや償還払いの申請をする必要がなくなり、住民の大きな負担軽減になることとなる。また、当市においては、地方単独医療に伴う事務作業を複数の関係課をまたがって処理しており、事務作業に多大な時間と労力が必要となっている。このようなことから、償還払いの申請が減少するだけでも、大きく行政の事務も軽減される。

○当市においては県外受診分について保険者間での差を設けないために一律で償還払いとしているが、申請手続きが手間であることや一部負担金を一旦支払うことが負担であるとの苦情を聞くことが多い。また、現行の償還払い対象の大半が県外受診分であるため、事務の効率化の観点からも、現物給付化は効果が大きいと考える。

○区役所窓口における償還払い事務が無くなることで、区役所の業務負担減に繋がる。

各府省からの第 1 次回答

地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。既に、こうした調整を経て、三重県や島根県の一部の自治体などの地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。

今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある。複数校を兼務することも困難なことから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文

部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくい場合、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

教科担任制推進に係る加配定数については令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって措置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

- ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号	218	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	05_教育・文化
------	-----	------	--------------	------	----------

提案事項(事項名)

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。(教科担任制:概ね週 20 コマ程度、英語専科指導:週 24 コマ)

【支障事例】

当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。

【支障の解決策】

特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせた柔軟な配置が可能となることで、中山間地域・離島においても充実した指導・教育体制を構築できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県

○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要となることから当該教員の負担となっている。

○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。

○英語専科指導の持ちコマは 24 コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね 20 コマ程度としている。教科担任制

指導教員については、担当教科は算数、理科、体育、外国語とされており、外国語を受け持った場合は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を同一にする必要がある。

○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。

○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。

○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業時数を確保するために、複数校を掛け持つ兼務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き下げるなど、現行制度の見直しを求める。

○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示す2校兼務等でも配置しにくいいため、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配置が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。

このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

- ・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等

は可能とする。」

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。

【支障の解決策】

研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格要件の緩和により、人材の確保が容易になることで、充実した指導・教育体制を構築することが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県

○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受講に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。

○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許保有者②2年以上の外国指導助手(ALT)の経験者③CEFR B2相当以上の英語力を有する者④海外大学等で2年以上の留学経験等がある者。一方、教科担任制指導教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活

動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同じ英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであると考え。

○当市においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。

○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教諭がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。

各府省からの第1次回答

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁 第1次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

妊産婦健康診査の広域化

提案団体

今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

- ①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。
 ②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるように整備を求める。
 例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)

具体的な支障事例

妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。当市においては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還払申請による負担がかかる現状である。また、償還払いの妊産婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。(健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

妊産婦健康検査受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能とすることにより、妊産婦における行政支援(相談等)を幅広く行うことが可能となる。

根拠法令等

母子保健法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても県外での妊産婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手

続きに来所されるケースが令和4年度は28件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり)

夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。

償還払いの妊産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。

○当市も同様の考えであり、妊産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。

また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。

さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。

○妊娠から出産後の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているの
で、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。

○妊産婦健康診査受診票の広域利用のためには、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だと考える。

○当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査の費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、デジタル庁 第1次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】

里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

具体的な支障事例

現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

里帰り出産のため一時的に居住している妊婦の情報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間で共有することで、里帰り先の自治体においても、妊婦の相談対応や母子保健サービスの利用など、タイムリーな支援を行うことが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

○当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用できないという事例も生じており、住所地と里帰り先の自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。

○出産・子育て応援交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治体にお

いて、過去の面談の実施有無や受給歴の把握ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

各府省からの第1次回答

【こども家庭庁】

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

【デジタル庁】

こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。